

(仮称)川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和6年11月18日(月)～令和6年12月17日(火)
- 2 意見提出人数 : 58人
- 3 意見提出件数 : 79件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A～BFのアルファベット表記に変えて「提出者欄」に記載しています。

(仮称) 川西市立学校のあり方基本方針(案)に係る市民意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (議題のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	全体	川西市立学校のあり方基本方針案は、川西の人口減少動向をふまえて、川西市公共施設総合管理計画にもとづいて、川西の学校教育施設の統廃合をすすめるために、学級編成基準をさだめ、単学級になる場合に学校統廃合を検討するという方針を定めたもの。しかも小中一貫教育を導入するというところまで入れ込んでいます。つまり、学校統廃合をすすめるための基本方針になっているのではないですか。	この基本方針は、教育大綱に基づき、審議会において子どもたちの学びにふさわしい教育環境について議論を重ねた上で作成しました。学校規模等に関する基準や方向性を示し、今後の川西市の学校のあり方を検討する際の指針となるものです。その中で、望ましい学校規模を実現するための一つの方案として学校の統合を定めております。	A-1
2	全体	子どもにとって楽しく主体的に学びたいという学校になっているのか、不登校のこともが増えていのはなぜかなど、子どもの教育の現状と課題について多面的に議論を深める必要があったのではないのですか。学校統廃合へ導くための議論になっていませんか。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。不登校等に関してはここでは記載しませんが、ご意見として賜ります。	A-6
3	全体	学校教育法施行規則は、標準学級数は地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないとしているのですから、川西市の小学校中学校すべてで、事情を具体的に検討するべきではありませんか。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域に限定したものではないため、個別具体的な事情を検討をするものではありません。検討の基準の対象となった学校については、地域の皆さまと一緒に、今後の学校について、具体的な検討を進めていくことになると考えています。	A-9
4	全体	全部の資料を読み込めていないが、この会議について初めて知りました。ミマモルメでは配信はありましたか？会議メンバーには、保護者が入っていますがホームページ以外で検討していることを公表しているのでしょうか。たまたま、ホームページを見てしましましたが、今でさえ校区外から通う生徒の送迎車が多いです。最低限、この検討会、パブリックコメントについては、ちゃんと、保護者、地域にホームページではなく伝わるようにするべき。たまたま、別件で閲覧して見つけた項目です。ミマモルメでお知らせするべき内容ではないでしょうか。	今回のパブリックコメントに関しましては、保護者や地域の皆さまから、広くご意見をいただくために周知は以下のように実施しました。 ・広報誌（11月号） ・ホームページ（11/18～12/17） ・各公民館などでの閲覧（11/18～12/17） ・ミマモルメやSNS等での通知（12/5） また、審議会委員に関しましては、様々な視点で議論を行いたいという思いから、子育て支援の活動などで幅広く活動されている2名の保護者を選出しております。 また、この基本方針では、通学距離に関しても記載をしており、中学校の校区変更などを検討することになった場合は、地域の皆さまのご意見を伺い、それを十分に考慮していきたいと考えております。	D-1
5	全体	私自身は娘達も大人になっていますが、孫が川西に産まれています。知人のお孫さん達もたくさん居ます。この際、学校を統合して半分開らに減らして先生達は減らず濃厚な学校生活が送れるようにして欲しいです。減らした分の費用でスクールバスを走らせて停留所は現在ある学校にして欲しいです。（そこまでは今でも通学出来ているから） たくさんさんの仲間の中でも、通えるとは思いますが、中学校は7校しかないの、統合ではなく、校区変更になるのかと思います。が、今でさえ校区外から通う生徒の送迎車が多いです。最低限、この検討会、パブリックコメントについては、ちゃんと、保護者、地域にホームページではなく伝わるようにするべき。たまたま、別件で閲覧して見つけた項目です。ミマモルメでお知らせするべき内容ではないでしょうか。	この基本方針は、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するため、学校規模に焦点を当てて議論を重ねた上で作成したものです。ご意見のとおり、川西市が子どもたちにとってより良い教育環境となるよう努めてまいります。 また、通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。	F-1
6	全体	子供は3人いて、3人目は大阪に行かせました。私立中学です。そうゆう事です。そうなりますよね。	川西市では児童生徒数が減少し、学校の小規模化が続く傾向にあります。そのため、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育環境の整備に向けて、この基本方針を作成しました。今後も、より良い教育を実現するために努めてまいります。	H-1
7	全体	基本的には質の高い教育を受けることができることはいい方針だなと思っています。ただ、昨今ニュースにもなるいじめについて、自分の子供が加害児童、被害児童にもなりうる中で、どのような受け皿があるのか。子供達の命が無駄に無くなることのない、安心して子育てのできることも盛り込んでもらえないかと思いました。正直命を落とすことにまでいたる今が異常だとは思いますが時代の流れ、環境の変化などもあるでしょうが、それでも命を無くすことだけは絶対に避けるべきだと思います。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、いじめに関することについてはこの方針には記載しませんが、各学校において、生活アンケートを実施したり、教育相談週間を設けたりするなど、子どもたちの実態を把握するよう取り組んでいるところです。子どもたちにとって安全で安心できる学びの場となるよう教育活動を進めてまいります。	L-1
8	全体	息子が通っていますが、今の小学校はクラス数が少なすぎるので早期に統合してほしいです。運動会や音楽会などのイベントも非常に小規模でし、音楽会も自分たちの出番以外は授業を受けるなど参観日の延長のようにになっており思い出にすらならないように感じます。統合してクラス数を増やし、クラス間の競争やライバル視などを取り戻して欲しいです。 数年前には清和台小学校と清和台南小学校の統合の話が出ていたのに地域住民の反対で立ち消えたと記憶しています。 児童もいない地域住民の声よりも、児童や児童の保護者の意見を優先して欲しいです。小学校は地域住民のためではなく児童のためのものでないのでしょうか？通学が遠くなる児童がいることもわかりますが、多くの児童は、今でも遠くから通っている児童と同程度に取まらと思います。今でも遠い児童のサポートだけで済むはず。費用はかかりますが統合して減る費用で分贈るのではないのでしょうか？ 今も児童は成長し続けており、小学校に通う時間は日々減っていきます。小学校の思い出、成長を最大限にできるように小学校の統合を早期に実現してください。	この基本方針では、「子どもの学びの場」という本来の学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。教育委員会としても、義務教育段階の学校では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することが重要であると認識しています。そのため、一定の集団規模を確保することが質の高い教育につながるかと考えています。 一方で、学校が地域にとって重要な役割を果たしていることも認識しています。今後の学校のあり方を検討する際には、保護者をはじめとする地域の皆さまに向けて説明会を開催し、丁寧に説明いたします。地域の皆さまに円滑にご理解いただけるよう、協議の方法についても共に考えてまいります。	R-1
9	全体	二章にある学校老朽化の現状見てたら、作る時に老朽化するのはわかっていた事です。その後1990年頃から少子化が社会問題になっているのに、今の現状こうですすじやなくて、30年近く教育委員会や市が対策として具体的にしてきた事を記載して下さい。 三章の(2)学校統合校区変更の部分ですが、以前陽明小と緑台は統合の話出ていて白紙になりましたよね。平野三丁目も多田東小に校区で、東畦野一丁目（一の島居）は東谷小学校が校区ですが、どちらも緑台小学校の方が近いです。実際に校区決めてる人達は通学路ちゃんと呼びたいんかな？と学校へ通っていったはずと昔から思っていました。白紙になったのは机上で考えて地域や保護者の意見ただ聞いてるだけで吸い上げず他人事みたいにどんどん推し進めたからではないですか。 先生の仕事量についても、時代の流れで教育も変わっており昔と当然違うでしょうが、小学校、中学校の教員が大変な事は今に限った事は無く、それも承知の上で先生方がご自分で選んだ仕事でしょう。昔に比べて子供が減ってるのに対して仕事量ばかり増えてるなら、家庭訪問、会計作業、保護者の対応、PTAの教員がやらなくても良い仕事自体を川西市は減らしてるんでしょうか？まず何が先生の負担となっているのか、そういった事を軽減するためにどんな事を教育委員会や市が取り組んでるのかを保護者の大半が周知してないと感じます。 小中一貫教育についてですが、耳障りの良いメリットばかりが案には書かれてますが、一貫になると高学年の卒業の達成感や行事でのリーダーシップや自主性を養う事、クラス替えがあるのも9年ほぼずっと同じ様な人間関係でただでさえ学校と言う狭い世界の中で逃げ場が無くなる事、低学年と思春期の中学生では成長過程(6年生でも体格差があるのに)に差があり、同じ空間で過ごす事で良い影響ばかりとは言えず悪影響を与える可能性もある事、地域に合わせた教育とありましが途中で中学受験したり人間関係が辛くなって隣の校区の別の学校に行きたいとなった場合はどうするのか、小学校で中学の内容を関連づけた学習するのはまだわかりませんが、中学で小学校の学び直しって何ですか？小学校できちんと学んで理解してる場合、重複する内容になりませんか。そう言う様々な小中一貫にした場合のデメリットについても考えて記載して下さい。 先日決定された中学の部活の地域移行も部活と言うより、ほび習い事ですよね。募集だけでなく地域で指導してくれる方を探すコーディネーター等はいなかったかなって思ったし。美術部はどの中学校も部員いるのに地域移行したら無くなるのかとか、こんな部活やりたいて子供達が自主的に立ち上げる事は出来ないのかとか、今回の案にしても色々打ち出して資料はHP載せてるしミマモルメでお知らせ配信しているから各々読んでいてね、こっちは告知はしてるからねって一方通行の不親切な感じや、市がやろうとしている事は毎回わかり難いです。	老朽化対策を含む施設管理としましては、学校施設の目標使用年数を60年から80年として、大規模改修を実施しながら、施設の維持管理を行っています。 また、校区については、必要に応じて校区審議会を開催し、校区の見直しを検討しています。川西市では、現在、隣接校区校選択希望制度なども運用しており、通学距離などにも弾力的に対応しております。 また、教員の仕事量に関しては、学校現場とも連携をとり、業務のICT化などを進めることで、学校事務の効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めております。 また、小中一貫教育に関しては、ご意見のとおりデメリットも考えられ、審議会でも議論しております。小中一貫教育は、学校規模や施設面とも密接に関係しており、特に小規模校に導入することで教育効果が大きいと考えています。学年の人数が少ない場合、複数の学年が同一施設内にいることで、多様な関わりができると考えています。学び直しに関しては、小学校の学習内容の定着が難しい生徒に対して、小学校教員による補充授業を選択制で実施することも考えられます。小中一貫教育の学校では、カリキュラムの柔軟な編成が可能であり、小中の教員のスムーズな連携によって、子どもたちに寄り添った教育を実施することができます。 また、保護者や地域の皆さまへのお知らせの方法に関しても、今後さらにご理解いただけるよう検討していきます。	S-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
10	全体	少子化で子どもが減っていますが、校区が変更になると、学校まで遠くなる子どもも出てくるのではないかと思います。人数が少なくても仕方ないと思います。うちの子は多田小学校ですが、子ども達の人数は減っているのに、学童待機の子ともいます。学童も入れないかもしれないので、子育てにもお金がかかるので、少子化なのではないかと思ひます。大阪が取り組んでる、私立高校の無償化なども検討して欲しいですし、高校生まで子ども手当が出るようになったのは良いことですが、もうすぐ上の子が高校卒業というタイミングでなくとも一つで思っていました。子育てには人もお金も必要なので、学童保育の充実や手当などを頑張ってくださいと思います。 地方に行けば、少ない人数の学校もあるので、統合などせずにこのままがいいと思います。統合して大変になるのは子ども達なので。	川西市としては、児童生徒が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえと、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。検討の対象となった学校に対しては、より良い教育環境の実現に向けて、通学距離等も考慮しながら、保護者や地域の皆さまと話し合いを進めていくことにしております。 また、この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、学童保育に関してはこの方針には記載しませんが、学校施設を活用した放課後居場所づくり事業などと連携し待機児童の解消を図り、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めていくことにしております。	T-1
11	全体	全体的に、具体案がなく、分かりづらい。目指すところは、わかった。では、具体的にどんな取り組みを進めていくのか？まずは、何からはじめるのか？1つでも2つでも良いので、これをする！という具体案を示してほしい。また、統廃合をする際は児童・保護者に大きな負担がいく。スクールバス検討など身体的な面、費用面などで個人に負担がいかないように慎重に行なって欲しい。ただ、小規模化が進み、学校の人手では十分な体制がとれない状況になってきている学校もあると聞いている。学校規模で教員の数は決まるため、小規模校では児童をサポートする十分な教員数が配置しづらい。地域の声に耳を傾けると共に、学校現場の現状から適切な判断をしてほしいと、考える。	ご意見のとおり、学校のあり方を検討する際には、通学距離や地域との連携など、様々な留意事項が生じることを認識しておりますが、今回は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域の具体案を示すものではありません。 具体案については、検討の基準の対象となった学校ごとに、その地域の皆さまと一緒に様々な事項の具体案を協議し、検討を進めていくことになると考えています。また、学校現場の現状につきまは、この基本方針の作成にあたって、校長の意見を聞きながら作成しておりますし、今後も学校の現状も踏まえて検討を進めてまいります。	U-1
12	全体	まず、子供の人口を増やさないことには小規模化は解決しないかと。明石市のように子育てに手厚い市になってほしい。公園の整備もまだまだだと思いますし、子育て世代の転入者を増やすところから始めてほしい。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、人口政策等についてはこの方針には記載しませんが、本市の第6次川西市総合計画では、基本姿勢として、『まず「子どもの幸せ」から始める』を柱の一つとして位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進め、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれる自治体となっています。 一方で、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めていくことが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方にに基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。	K-1
13	全体	学校のあり方については小規模になってしまうのであれば小中一貫になってもそうでなくてもいい環境で学べばいいと思うのですが、部活もどのような形であれば既存のものを継続できるか検討もせず、一斉にほとんど部活がなくなり、地域移行を無理に進めたり、小中の体育大会の内容など見ても、どんな規模が縮小され内容も消極的になり、昔のように連合体育大会などがなくなり、川西市で子育てしても子供にとっても保護者にとっても楽しみがなくなっている現状で他の市の方がよっぽど魅力に感じます。 学校として小規模になっていくことへの対策を考えるのは時代としてしょうがないですが、どうすれば子育て世帯が集まり、人口が増え、楽しい市になるかを考えてほしいです。イベントばかりでなく学校単位でも考えてほしいです。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、人口政策等についてはこの方針には記載しませんが、本市の第6次川西市総合計画では、基本姿勢として、『まず「子どもの幸せ」から始める』を柱の一つとして位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進め、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれる自治体となっています。 また、ご意見のように、学校単位での取り組みといった地域での賑わいの創出はまちづくりの根本的な部分で大変重要なことであると捉えており、概ね小学校区を単位としたコミュニティ組織の活動をはじめ、市として積極的に支援しているところ です。 一方で、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めていくことが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方にに基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。	G-1
14	全体	私は、1973年小学校6年の時に市北部の住宅地域に転居してきました。人口増加が著しく小中学校の分割を体験した世代です。就職などで市を離れたましたが、数年前に同じ住宅地に戻ってきました。そのため市北部の住宅地を見た立場から意見を述べます。（南部のことはよくわかりません。） 本件は市内の若年人口の減少に伴う、小中学校の統廃合を見据えたものと推察しますが、以下の問題点があると思います。 まず「基本方針」は学校運営の立場でしか議論されておらず、本来は人口政策、産業政策、道路整備など他の様々な市政運営全体の立場から総合して議論すべきであると思います。 私の住む住宅街では高齢化が進み空家が増えつつありますが同時に、若い世代を呼び込む可能性も秘めていると考えます。周囲を見回すと、若い世帯も徐々に増え小さな子供ずれの家族も見られますが、小学校以下の幼稚園を担当すべき市立の幼稚園の園割がつかず新しく家を探す若い世代にとつて街の魅力が減少しているように思ひます。ただ、私立の幼稚園などは存続しており運営にも問題があった可能性がありす。推測するに、最近では共働き世帯も増えており、そのような世帯は長期休みがある幼稚園は需要が低かったかもしれません。 高齢者は相対的に収入が少なく納める税金も少ないですが、共働き世帯が増えれば税収も増え、子供の人口増加も見込まれ学校の統廃合を検討しなくてもよくなる可能性も出てくると思います。 現時点で、小中学校の統廃合を決めようと、住宅地としての魅力が下がり人口減の低落傾向に歯止めがかりません。 また、新名神のインターができてから物流センターの新設が続いており、これから人口が増える可能性があると思います。正直、これから10年が勝負で現状の傾向を是認するのではなく、人口増に施策を尽くしてその結果をみてから統廃合を進めてもよいと考えます。近隣の池田市、宝塚市、伊丹市などがライバルです。 その他気づいた点とし、もし統廃合された場合は現状より通学距離は確実に長くなるため、歩道の整備、横断歩道・信号機の増設など通学時の安全対策を「基本方針」に書くべきだと思います。学校の新設が確実した時期は、学校ができるまで距離離れた登校していた生徒もいましたが当時と比べ車の量が大幅に増えているので。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、ご意見にある人口政策等についてはこの方針に記載していません。 一方、人口政策、産業政策等の全体的なまちづくりの方向性については、第6次川西市総合計画において位置づけ、さらに産業ビジョンをはじめ個別分野の計画により具体的な施策展開を記載しています。 また、総合計画の中では、基本姿勢の一つに、『まず「子どもの幸せ」から始める』ことを位置づけ、子育てや教育分野に重点を置いた施策を進めています。 ご意見のとおり、市内の一部住宅街において、子育て世帯の転入が増加している地域もあり、近年の本市の子育て世帯（30歳代、0～9歳）の転入転出の状況を見ると、転入の方が多い状況となっており、子育て世帯に選ばれる自治体となっています。また、市として認定こども園の整備など共働き世帯が仕事と家庭生活を両立できる環境整備を進めているところ です。 また、共働き世帯の人口が増え、子どもも増えた場合、学校の統廃合は不要になるとのご意見については、仮に学校を統廃合した地域で子どもが増えることがあったとしても、長期的にみれば、再度学校を新設しなければならない事態が生じるとは考えにくい状況です。そのため、現時点で決定をしつかと見据え、統廃合を含めた学校規模の検討を行う必要があります。 加えて、学校の統廃合を行う際は、地域の実情に応じた特色のある教育を推進することとしており、適切な教育環境の整備により地域や住宅地の魅力が向上するものと考えています。 近隣市がライバルであることのご意見については、日本全体を見たときに、自治体間での人口の取り合いを目的とした施策展開は本市のめざしているものではありません。新名神や物流センターの開発による人口の増加も重要と考えておりますが、本市の限られた資源を最大限活用し、まちの魅力を高めていくことが今、本市で最も重要な考え方であると認識しています。この考え方にに基づき、施策を進めることで、結果として、子育て世帯をはじめ市民一人ひとりに住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりをめざしています。 統合した場合の通学路の具体的な安全対策については、現場の状況に応じた対応となるため、具体的な記載はしませんが、基本方針の第3章2（4）望ましい学校規模に向けた留意事項 ウ 登下校についての後段に安全対策を行う旨を記載しています。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	AT-1
15	全体	方針の中にほとんど、教職員の働き方について、述べられていません。再三述べられている、「質の高い教育」これ、誰が行うのですか、教育の最前線にいる教職員です。AIで行っているわけでもなく、人と人の関わり合いで教育活動は行われています。この教職員の働き方を語らずに、「質の高い教育」はありえません。我々は人間です。我々教職員が人権と法にのっとった働き方ができる、基本方針を練っていただきたい。まず、勤務時間と児童の登校のこと。 勤務時間と登校時間が同じという矛盾を解決したい。多くの教職員は、勤務時間と児童の登校が同じなので、勤務時間前すなわち勤務時間外に出動業務を行うのが当たり前になっている。私は当たり前ではなく、労働基準法違反だと考える。もう一つ、子どもたちが学校にいる間、教職員は休憩しなくて働きます。時間にするとも8時から15時半まで、ほぼ8時間休憩なしです。これも労働基準法違反。更に、なぜ学校だけ、トイレ掃除を子どもや教職員がしなければならないのか。衛生上とても悪い。子どもがトイレ掃除、うまくできるはずがない。当たりまえです。なぜ、業者を入れないのか。市役所の業者をまわすことはできないのか。人間は自分には余裕がない人にならずにできないのです。多忙すぎて教員に余裕がなく、教育活動に支障がきたします。人身に影響がでる。まだまだ、あるが、学校に人と時間の余裕を。よろしく願ひいます。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、この方針には記載しませんが、指摘されている教職員の勤務時間や児童生徒の登校時間に関しては、学校の判断によって決定するものです。各学校において、それぞれの状況に応じて決定されていると認識しています。また、教育委員会としては、教職員の業務負担を軽減し、教員が質の高い教育を提供できるように、スクールサポートスタッフを配置するなど、多くの取組みを実施しております。 今後も、学校現場と連携をとり、業務のICT化や業務の見直しなどを進めることで、学校事務の効率化に取り組み、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。	AV-1
16	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	「切磋琢磨する」ことを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質という規定は間違っていないと思いますが、具体的にどのような内容でか。競い合うことが学校や教育の本質といえるのですか。認め合い、協力しあひと切磋琢磨とは完全にベクトルが違うものです。切磋琢磨とは競争関係を形成することではないのですか。	「切磋琢磨」とは単に競争することではなく、仲間の成長を思い、共に努力しながら自分も共に成長していくことを意味します。そのため、同学年に一定の児童生徒数がある学校の方が、様々な友だちと一緒に学び、多様な考え方に触れ、協力しながら成長することができます。したがって、集団で学び合う環境は必要だと考えています。	A-3

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
17	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくためには、一定の集団規模の確保ではなく、一人ひとりに行き届いた教育を保障するための、少人数教育こそ望ましいのではありませんか。	一定の集団規模が確保できれば、学習形態の選択肢も増え、グループ学習や個に応じた少人数学習など、多様な学習形態が可能になるため、一定の集団規模を確保したうえで、個別の少人数教育の工夫を検討することが重要だと考えています。	A-4
18	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	学校のありかたを「学校規模に焦点をあてて」議論を重ねるのはなぜですか。人口減少と公共施設再編による学校統廃合へ議論を導くための論点設定はまちがっているのではないですか。	義務教育段階の学校では、単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。このように、児童生徒に求められる資質や能力の育成と学校規模が密接に関連していると考えているため、学校規模に焦点を当てて議論を重ねてきました。	A-5
19	第1章 はじめに 1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	なぜ学校が学びの場だけではなく、地域にとってはたしている重要な機能をしっかり議論しなかったのですか。	審議会では、学校が地域にとって重要な役割を果たしていることについても議論を行いました。「子どもの学びの場」だけでなく、学校が果たす多様な役割は認識しています。しかし、すべての機能を考慮して学校のあり方を検討することは難しいため、「子どもの学びの場」としての学校の機能を第一に考えて検討するというご意見をいただいております。したがって、この基本方針では、「子どもの学びの場」という本来の学校の機能を第一に考えて検討していきます。	A-7
20	第1章 はじめに 2 川西市のめざす教育	学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備としていますが、少人数教育による質の高い教育の検討をなぜ行わないのですか。	学級規模に関しては、義務教育段階の学校の特徴を踏まえると、1クラス20人以上が望ましいという検討結果となりました。20人以上の集団規模が確保できれば、学習形態の選択肢も増え、グループ学習や個に応じた少人数学習など、多様な学習形態が可能になるため、一定の集団規模を確保したうえで、個別の少人数教育の工夫を検討することが重要だと考えています。	A-8
21	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	基本方針が統廃合をすすめるための基準を定めるものになっています。継続して単学級になった場合、なぜ統合の話し合いを行わなければならないのですか。単学級を継続していける教育条件の整備を行うべきではないですか	審議会において、単学級の学校の様々な課題について議論を行いました。現在、単学級の学校では、教員の努力や創意工夫によって望ましい規模の学校と同等の教育が提供されている一方で、クラス替えができないなどの解決が難しい大きな課題が指摘されました。また、教員数が少ないことで、一人ひとりの教員の業務負担が大きくなることも問題となっています。したがって、この基本方針では、継続して単学級となった学校に関しては、これらの課題を共有し、地域や保護者と話し合いを進めていくことにしております。	A-10
22	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	適正な学校規模を下回っていくことからこの方針を出されたと理解している。適正化に向けてはまだまだ年月を要するはずである。すでに下回っている学校に対しては市として対策を講じていただきたい。特に教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差がある。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です。教員の業務についてもふれられているが、小規模校は本当に大変です。小規模校に勤務しています。一人で学年のことすべてをやらなければなりません。また、学級数が少ないから、一定数を満たさないから、という理由で、音楽や図工専科の先生が打ち切られています。また、少人数校だから、外国語の先生の配置も難しく、打ち切られる年もあります。また、教科担任制をしようとした場合、単学級だと、学年をまたいで教科担任制になり、教師の準備の負担が大きくなっています。小規模校で、教師一人ひとりの負担が大きくなっていう上に、専科などを打ち切られて、教師が専門性が必要な教科まで教えることになっています。こどもひとりひとりと向き合う時間が欲しいです。ただでさえ、慢性的な超過勤務がさらに悪化しています。本気で改革して欲しいです。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	AW-1
23	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差があります。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	BE-1
24	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模	適正な学校規模を下回っていくことからこの方針を出されたと理解している。適正化に向けてはまだまだ年月を要するはずである。すでに下回っている学校に対しては市として対策を講じていただきたい。特に教職員の業務負担の面で、学校規模により大きな差がある。子どもたちとの時間を十分に確保していくには何らかの支援が必要です。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。	AY-1
25	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (1) 望ましい学校規模 (2) 学級規模	学校、学級規模について 国の基準以下の児童数配置は難しいと記載されていますが、きめ細やかな対応をしていくためにはやはりクラス編成の人数は少ない方がいいと思います。これから児童数が減っていくことが予想されているので、なんらかの方策を検討して欲しいです。また、教職員の数も「必要に応じて」加配教員を配置するとありますが、ゆとりをもって児童と関わるためには、学校の実情にあった加配を配置する必要があります。国の基準はありますが、子どもたちの未来のためにも、教育への配慮にぜひ重きを置いていただきたいです。 統合について 学校の統合については、決まった時点できちんと先を見通した計画を示して欲しいです。また、このあり方基本方針案にも、「小規模校、大規模校のメリット、デメリット」を比較できるように記載して欲しいです。 これだけ教員不足が深刻になったいる中、財源確保も大変な課題ではありますが、ぜひ、子どもたちの未来を最重要ととらえ、議論を重ねてほしいです。よろしくをお願いします。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。 また、審議会でも小規模校、大規模校のメリット・デメリットは議論しており、その資料は、審議会資料として川西市のホームページに掲載しております。(第2回審議会 資料2)	AU-1
26	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学校規模に関する基準についてですが、教職員の業務負担の面で学校規模によって大きな差が生じていることが実態です。少規模校は、教師の数が少ないので授業の持ち時間が多い上に校務分掌を数多く負担することになります。望ましい教育を行っていくためにも、学校規模に関係なく全ての職員の業務が時間内に終わるような教職員数にする方策が必要だと考えます。 また、学級規模についてですが、小学校35人、中学校40人という基準はやはり多いです。その上、特別支援学級のお子さんはこの数には含まれないので実際に教室で過ごす人数はさらに多くなります。実際、支援学級を希望したが認可されずに普通学級で頑張っているお子さんも少なくなく、その場合加配もない中で担任一人で抱えるには限界があります。一人ひとりに行き届いた対応をしていくためにも、何らかの方策を検討していただきたいです。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。 特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AS-1
27	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	中学生の娘の学級人数は40人です。同じ学年の別のクラスは41人です。中学生は体も大きくなり、40人41人が学ぶには教室が狭過ぎます。先生も一人ひとりに目が届きにくいと思いますし、不登校など個別対応が必要な生徒も年々増えていると思います。中学校も35人以下のクラス編成にしてください。小学校だけでなく中学校でも35人以下学級にしてください。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	J-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
28	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細かな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	Y-1
29	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	必要に応じて加配教員を配置する」とあります。国の基準なので、国が変更すべきことですが、やはりきめ細かな対応をしていくにはこの数は多いと感じています。もっとゆとりをもって子どもたちと関わるように、現場の実態に合った加配を配置していただければありがたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	Z-1
30	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細かな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AA-1
31	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	資料の中には、国の基準以下の配置が難しいことが記載されています。しかし、小学校35人、中学校40人はやはり多いです。子どもの数が減っていくことが予想されている中で、きめ細やかな対応をしていくためにも何らかの方策は検討していただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AJ-1
32	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準として、小学校35人、中学校40人となっていますが、やはりこれは多いと思います。子供の数もこれから減少していく上、きめ細やかな対応がもたらめるすもたくさんあります。学級規模を縮小することで、よりよい対応ができるようにご検討いただきたいです。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AL-1
33	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	小学校35人学級は多いと思います。きめ細やかな対応をしていくにはこの人数は難しいです。一人一人の子どもたちと十分にかわり、一人一人の学びをほしようしていくためにも、今の子どもも達の実態に合った加配を配置していただけたらと思います。よろしくお願いします。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。なお、今後、国でも議論が行われると考えられるため、国の動向を注視していきます。	AO-1
34	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	V-1
35	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、制度としてはそうならない状況です。35人を超える学級はたくさんあり、そういった学級では、個々に対応するきめ細やかな指導をするのは難しい状況にあります。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	W-1
36	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。学級の規模を30人以下にすることで、きめ細かい指導をすることができるようです。ご検討をよろしく願います。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	X-1
37	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では、小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと思います。国もそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AC-1
38	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人となってますが、特別支援学級の児童はこれの中に含まれていません。インクルーシブの観点からも、ここに含まれていて当然だと考えます。市の加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AD-1
39	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級規模ですが、国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AE-1
40	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級規模ですが、国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこれの中に含まれません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AF-1
41	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準ですら、小学校35人となっていますが、特別支援学級の児童が含まれてません。インクルーシブ教育の観点からもここに含むべきだと考えます。特別支援の子の間違った特別扱いだと考えています。同じクラスの一員として扱っているが、国の基準はそうならないません。市として加配も含めた対応を是非検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AG-1

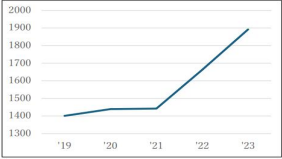
意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
42	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、この中には特別支援学級の児童生徒は含まれていません。年々対応が難しい児童生徒・保護者が増えており、きめ細やかな対応を必要とされる場面が多くなっているのにもかかわらず、対応する大人の数が増えていないのが現状です。市として加配も含めた対応を早急に検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AI-1
43	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	特別支援学級の児童が、国の基準の人数の中に入っていません。同じクラスの一員として人数に含まれるべきです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AP-1
44	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	学級の人数について。国の基準では、小学校35人、中学校40人となっていますが、このなかに特別支援学級児童の人数は含まれていません。インクルーシブ教育の観点から、特別支援学級児童の人数を含めて学級の人数決定をしていただきたいと思います。国の基準が変わらなければ川西独自の検討をお願いします。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AQ-1
45	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では、小学校は35人学級・中学校は40人学級となっていますが、その人数に特別支援学級の児童・生徒は含まれていません。インクルーシブ教育の観点からも、人数に含まれて当然であると考えます。市として、加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AR-1
46	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AW-2
47	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていなくて、高学年が40人や41人の学級があるのが現状です。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。県や市の裁量でなんとかならないのでしょうか。実際、通常の学級で過ごす時間が1日の中で半数以上あるのに、行き届いた教育や指導ができていないのが現状です。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AX-1
48	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	AZ-1
49	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として適切な人数の加配も含めた対応を検討していただきたいです。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。	BA-1
50	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	国の基準では小学校35人、中学校40人となっていますが、特別支援学級の児童生徒はこの中に含まれていません。インクルーシブ教育の観点からもここに含まれていて当然だと考えます。同じクラスの一員ですが、国でもそのようにはなっていません。市として適切な人数の加配も含めた対応を検討していただきたいです。 円滑な移行に向けては計画段階からかなりの時間が必要になると考えます。学校目標や学校生活全般にかかわるきまり、学校行事のあり方など子ども、保護者、教職員に大きくかかわることを決めていかなければなりません。そのための十分な時間が必要となります。児童生徒への配慮をしていくためには、教職員への配慮も必要ではないでしょうか。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級に在籍しており、特別支援学級ごとに担任が配置されています。また市として特別支援学級に在籍する児童生徒への支援を目的とした加配を配置しているところです。 特別支援学級の児童生徒が交流学級で学ぶ際には、特別支援学級の担任が、交流学級の担任と連携し、必要に応じて加配を活用しながら、指導及び支援を行っています。 また、望ましい学校規模を実現するための方策を実施する際には、多くの留意事項が考えられるため、様々な関係者と協議を進めながら検討していきたいと考えています。	AH-1
51	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (2) 学級規模 (3) 通学距離・通学時間	学級規模や通学距離について、「国や県に準拠」した数値が示されているが、それを上回る状況を作るべきではないか。そうすることで、川西らしい先進的な教育が実現できる。学級規模は小中とも30人を目指すべきであり、通学距離は最長1時間は長すぎる。	各学校の教員は、国や県の基準に従って配置されます。川西市独自の基準を設けるのは教員確保など持続可能性の観点から難しいため、国の基準に準拠することが望ましいと考えます。 また、通学距離については、就学校変更理由において、小学校入学時及び転校時に限り、通学距離が短縮され、かつ通学の安全が確保できる場合、隣接校区の学校に就学できるようにしています。	BD-1
52	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	少子化対策の町作りを、第一にしたいたいです。明石市のような。少子化が進行する中で、小学校の統合は仕方ないと思う。小中一貫になるなら、良い面もあると感じた。交通機関の利用も検討があったので通学の負担は少し減らせると感じた。公共交通機関の利用までが難しい地域もあると思うのですが、学校専用バスもあったりするのでしょうか。再来年小学校に入学するので、統合される可能性の学校を知りたいです。選択できる地域と聞いたため。	ご意見のとおり、少子化が進行していく中で、統合を含めた学校のあり方を検討しなければならないと考えています。 統合の可能性のある学校について、現時点で統合が決まっている学校はありません。なお、この基本方針に基づいて現在の各学校の学級数を照らし合わせると、継続して学年が単学級となっている学校は、現時点では清和台小学校と清和台南小学校が該当しますが、これらの学校については、統合が決定しているわけではありません。まずは保護者や地域の皆さまに、現状や今後の進め方について、情報共有の場を持つ考えです。	B-1
53	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	清和台中学校、東谷中学校で試験中ですが、他の中学でも自転車通学、バス通学を可能にしてほしい。保護者負担でかまわないのでスクールバスの導入も検討してほしい。通学路へ、重点的に防犯カメラを設置してほしい。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。 また、現在実施されている自転車通学については、試行実施の現状を把握し、拡大を検討していきます。 なお、防犯カメラに関しては、各地域と協議をした上で通学路などに防犯カメラを設置しています。	I-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
54	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	登下校がまず先にきます。私の子どもたちは、登下校に不安があり不登校になりました。不審者、生徒からのいじめ、スズメバチなどの危険な害虫等。登下校はどうしても死角が多く、危険も多いです。ここ近年、こどもの臓器を狙う誘拐事件が増え日本もどんどん増えていくでしょう。不審者のニュースも市内だけであっても絶えません。いじめも陰険になり、下校時の先生や大人の目の届かない場所で行われます。重い荷物で長時間歩くのも、外科的にも精神的にも苦痛で行くのが億劫になります。そういう事を踏まえても、やはりスクールバスが理想です。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	M-1
55	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	今回のご提案にもありますように、川西市における児童人口は減少の傾向にあります。1学年1クラスという学校もあり、子育て世帯における若い世代の過疎化も進んでいる状況です。 小学校を統合して、2クラス～3クラスを確保できるメリットと同時に、登下校における心配というデメリットも出てきます。ご提案の中にも、公共交通機関の使用について記載されておりましたが、低学年は子どもだけで一般のと同じバスに乗せることを心配する保護者も多いと思います。共働きの世帯も増え、付き添いができる親ばかりでもありません。そこで、統合により校区が広がるエリアについてはスクールバスをご検討いただきたいと思います。教師でなくても学校に携わる大人が子供を見守って、スクールバスで通わせてもらえるのであれば、小学校の統合に賛成する人も増えると思います。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	O-1
56	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	公共交通機関を利用する場合は、保護者負担がないようにすることが前提だと考えます。バスを利用するようになった場合はスクールバスも検討していくべきではないでしょうか。その場合、教師の負担が激増する。スクールバスは学校外の支援員が必要です。 通学路については、自治会や学校の意見を元に、危険箇所の点検や対策を責任をもって実施していただきたいです。通学距離が伸びれば、それだけ危険もあります。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。	AW-6
57	第3章 学校規模等に関する基本方針 1 学校規模等に関する基準 (3) 通学距離・通学時間	通学距離についてですが、昨今の夏の暑さは異常です。夏場、学校に汗をいっぱいかいて登校してきます。下校も帰り道で何かないか心配になるくらいです。そのあたりも考慮して決めていく必要があると考えます。高低差のある川西市では、一概に距離だけでは考えられない部分もあるかと思っています。 中学校の登校距離が伸びたとき、徒歩では難しくなるケースもあるかと思っています。自転車の使用を許可するのであれば、市として安全に登下校できるよう整備をおこなってください。また、電車やバスなどの公共交通機関の利用が必要な場合は個人の負担にならないよう対策を講じてください。 小学生については、坂道の多い川西では距離によってはスクールバスも検討しないといけないのではないのでしょうか。 通学時間について、「おおむね1時間以内」となっているが、小学生で1時間はしんどい。仮に統合になったときも全員が30分以内で通える学校と半数が1時間近くかけて通える学校では子どもへの負担は違う。この時間についての検討は慎重におこなっていただきたいです。 示された距離以上になる場合の対応について記載しておく方がいいのではないのでしょうか。不安に感じられる方もいるかと思っています。	通学手段については、学校の統合などによって通学距離や通学時間が他の学校と比べて過度な負担となる場合、状況に応じて公共交通機関の利用やスクールバスの導入など合理的な手法を検討します。また、通学路は、学校、警察、道路部署と合同で登下校時の危険箇所を確認して、安全対策を実施しています。 また、記載している通学距離の基準を超える場合に關しては、現在も通学に要する費用を補助しております。	AB-1
58	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	文科省の手引きに示すように、学校統廃合は子ども、保護者の当事者をはじめ地域での合意形成が必要で、その議論には少人数教育のメリットも説明し、学校統廃合をしないという選択も可能という情報提供が公正にされている必要があります。 ところが、川西市立学校がありかた基本方針は、その点が全く触れられておらず、35人未満の学級や学年で単学級になれば自動的に統廃合の検討へすすむかの方針になっていて、明らかに学校統廃合をすすめるための方針になってしまっているのではないですか。	「継続して学年が単学級となった場合」という基準は、保護者や地域の皆さまと話し合いを持つためのものです。子どもや保護者をはじめ、地域の皆さまのご理解を頂く必要があるため、地域説明会を開催し、単学級のメリット・デメリットを共有した上で、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	A-2
59	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	小規模校及び大規模校という言葉が突然出てくるが、これらの定義は、P4からP5まで学校規模について触れていることに鑑みると、文部科学省の定義と同様と見て認識でよいのか。また、そうであるとしても、小規模校かどうかによって検討の方向性が大きく変わる重要な要素であるため、基本方針にこれらの定義（≒学級数）を明示しておく必要があるのではないかと。	ご意見のとおり、小規模校、大規模校の定義を追加します。川西市では、学校全体の学級数よりも、1学年の学級数が大切だと考え、望ましい学校規模を「小中学校各学年2～3学級」、および「中学校各学年4～6学級」としています。この基準に基づき、望ましい学校規模を下回る学校を小規模校、上回る学校を大規模校としています。	Q-1
60	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	基本的に単学級が複数になった場合は、合併を考えて行くべきだと思います。子どもたちのことを考えても1つのクラスしかない学級では、行事も盛り上がりなくて面白くない。行事や日々のことを考えても合併した方が良いと思います。教師側の立場から考えても良いことばかりじゃないのかなと思います。合併の話が進まないのは反対意見があるからなのでしょう。清和台や清和台南はもう合併するべきだと思います。	この基本方針では、保護者や地域の皆さまと話し合いを持つための基準として、「継続して学年が単学級となった場合」という基準を設けています。子どもや保護者をはじめ、地域の方のご理解を頂く必要があるため、説明会を開催するなど、対象校の現状と課題点を共有し、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	AN-1
61	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (1) 検討の基準	学校の統合については、決まった時点できちんと計画を示して欲しい。学校が統合されるまでには膨大な準備期間が必要となる。対象校の教職員も連携をとり、新しいものをつくり出さなければならぬ。もちろん、そこに対象の地域の理解や協力も必要となってくる。すすめるのであれば、そういった課題を市として全てクリアしておく必要があると考えます。 統合することで、職を失う人が出ないよう採用等も計画的に実行していくべきだ。 前回の統合の話の際には、地域も保護者も教職員も大変困惑したときいています。統合を検討する場合は、関係するものの大多数の理解を得られる形で進められないと、統合後もうまくいかないのではないかと思う。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、特定の地域の具体案を示すものではありません。学校規模等に関する基準や方向性を示し、今後の川西市の学校のあり方を検討する際の指針となるものです。対象となる学校に関しては、子どもや保護者をはじめ、地域の皆さまのご理解を頂く必要があるため、説明会を開催するなど、対象校の現状と課題点を共有し、どのような学校のあり方が良いのか検討していきたいと考えています。	AW-3
62	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	特色ある教育にはいろいろありますが、なぜ小中一貫教育に絞るのですか。小中一貫教育によるデメリットも明示するべきではありませんか。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものです。そのため、学校規模に関係する特色のある教育を記載しております。また、小中一貫教育のメリット・デメリットに関しては、審議会で議論をしており、その資料は、審議会資料として川西市のホームページに掲載しております。（第3回審議会 資料2）	A-11
63	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	いくつかの自治体にはあると思うが、小中一貫校にすれば？上手くいけば市内への移住者が増えるかもしれない。	小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。統合等による学校規模の変化を機に、子どもや保護者などの意見も聞き、施設一体型の小中一貫校を検討していきたいと考えております。	E-1
64	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	中一貫で考えていくのは、とてもいいと思います。専門教科、特に英語は小学校で習うようになりましたが、中学に上がると途端に英語のレベルが下がりが、カタカナ表記をしてプリントを配ったりと、未だにカタカナ英語を教えている教師がいるので、教師のレベルUPおよび研究授業を進めるべきと考えます。担任制ではなく、教科担任制に移行していくのであれば、算数、英語などは授業の間のみ、レベル別にクラス分けをする授業のコマを年間2/3以上にし、残りの1/3は合同で授業を行って欲しい。 将来的に統合が予測される学校地区については、実際統合するしないに関わらず、対象校同士、例えばオンラインを使い、研究発表会をするなどの交流から始めていってはどうかと思う。全体的に学力低下していつている。先生方の働き方改革はいいと思うが、それにより例えば掃除の時間を減らし校内が汚いかったり、行事（音楽会や作品展など）を隔年にし教師の負担を減らし子供達の感性の場を減らしたり、教科科目などにしてしまえば授業のコマ数のみ確保して、それぞれの教科がおさざりになっているのは違うと思います。 学校により1年生からタブレットを使いこなしている学校もあれば、そうでない学校があったりと差があるので、タブレット授業を市内でももう少し統一して欲しい。 統合の際、川西市は校区が広く、距離だけでなく高低差も多いので、特に低学年に配慮した区分および校区外希望制の人数をもう少し増やしてもいいのではないかと思う。 1年よりタブレット学習を積極的に取り入れ、教室に入りづらい、休みがち、障がいがある人も平等に授業が受けられる（Liveだけでなくアーカイブを残すなど）ように、これからも工夫して欲しい。	子どもたちの学びを支える教職員が研究授業等を通じて資質能力の向上が図れるよう教育委員会として支援に努めます。授業については、中学校の一部教科で少人数授業を取り入れるなど、学力向上に向けて工夫した取組を進めています。また、教科担任制やいわゆる習熟度別学習などの様々な学び方については、児童生徒の実態に基づいて各学校において実施を判断していくものであるため、教育委員会として、各学校の取組を引き続きサポートしてまいります。ICT機器の活用については、活用場面や有効性を整理しながら、子どもたちが主体的に学習に取り組むツールの1つとして活用を進めています。	P-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
65	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	未来への人口減に伴い、統合・校区変更は致し方ない選択。子どもは大勢の中で育ち、協力していくことで成長すると思う。現在の小学校に感じるのは、1学年、1クラス、行事時、先生方は本当に忙しく動かれています。子どもたちの大切な教育課程。先生にゆとりが必要だと思います。教職員数が少ない。1クラスであれ、この状況でも、これから教職員増はできないのですか。ゆとりをもってどこにも接してほしい。 小中一貫校を望みます。大勢の子ども、幅広い年代の交流、勉強の進みかた理解度の把握、9年間を通じて過程、完全理解のシステム作り。塾に行くのが当たり前ではなく、学校で理解できる授業を望みます。	規模が小さい学校は教職員が少なくなることで、教職員一人の負担が増えることは認識しておりますが、各学校の教員数は、国や県の基準に従って配置されるため、川西市独自の基準を設けることは教員確保など持続可能性の観点から難しいと考えています。そのため、望ましい学校規模を確保し、より良い教育環境に向けて検討したいと考えています。 また、小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。 授業に関しては、中学校の一部教科で少人数授業を取り入れるなど、学力向上に向けて工夫した取組を進めています。今後も授業研究を継続し、児童生徒が主体的に学び、学習内容が定着できる授業をめざしていきます。	AK-1
66	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	グリーンハイツ地区の緑台小学校、陽明小学校を統合し、小中一貫校としてすすめていくことを希望いたします。 平成28年6月に統合に関して再検討がなされた直後にこの地区に引っ越ししてきました。再検討の理由に「児童数の減少傾向に一定の歯止めがかかる可能性」「地域の方々のご意見を聴く」と書いてありました。結局のところ児童数、クラス数は減っているように感じます。また地域の方々のご意見については、聞いたところではこの地区は高齢化地区なので、反対の声が多くでるだろうと数年住んでみて予想できました。もちろん地域絡みの連携も必要にはなっていますが、子どもたちの豊かな学びのためには、変化を嫌わないでほしいと感じています。また、他市から転入してきた者からすると、川西市の学校「この学校活気あるみたい」「魅力的な学校あるよ〜」などロコミ等聞いたことありません。なので、統合、小中一貫校をすることによりグリーンハイツ地区の活性化、川西市PRとして必要なかなと思います。 現状、グリーンハイツ地区は空き家、高齢者が多いのか課題です。自然豊かで閑静な住宅街のため子育て世帯にも住みやすいところだと思いますので、呼び込み等しやすいのではないのでしょうか。 今後、小学生になる子どもが控えていますので市長をはじめ、関係者の方々には、建設的な意見となるようお願い申し上げます。	小中一貫校の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。この基本方針においても、望ましい学校規模を実現するための方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討すべき教育の一つとして小中一貫教育を挙げています。統合等による学校規模の変化を機に、子どもや保護者などの意見も聞き、施設一体型の小中一貫校を検討していきたいと考えています。	AM-1
67	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	小中一貫校の検討をされているが、もしそうなった場合に、子どもの心と体の健康を守るため、小学部と、中学部それぞれに養護教諭を配置して欲しいです。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、具体案を示すものではないため、人員配置などの詳細な部分に関しては記載しておりません。ご意見いただいた内容については、今後の検討課題として賜ります。	BC-1
68	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	義務教育学校については、県内でも増えてきているが、カリキュラムや勤務形態が変わることで大変だと聞いている。市内で働く者としては異動のこともあり心配している。どういったものになるかはまだわからないが、現在実施されている学校についてきちんと効果と課題を検証し、その上でどのような目的で、どのような学校をめざしていくかを決定していく必要があると思う。教育委員会、教職員、地域等で話し合っている場を必ず設けていただきたい。	小中一貫教育には、メリット・デメリットの両面があることは理解していますが、小中一貫教育の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。導入を検討する際には、他市の現状も把握しながら、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、様々な関係者と協議を進めながら検討していきたいと考えています。	AW-4
69	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 ア 小中一貫教育	私は市内の小学校で勤務する者です。小中一貫教育については、文部科学省から出されている「小中一貫教育等についての実態調査(平成27年2月)」に書かれている諸課題に留意する必要があると考えます。「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「教職員の負担感・多忙感の解消」等に大きな課題が認められるとの結果が出ています。この仕事をはじめて10数年。文科省の提示した超過勤務の上限、年360時間以内を達成できた年は一度もありません。周りで働く大多数の教員も同じです。小中一貫教育に一定のメリットがある事は否定しませんが、それを実現するために発生するコストにも目を向ける必要があると考えます。そして、そのコストを現場の教員のただ働きで穴埋めする事のないようにしていただきたいです。具体的に、小中一貫校が通常の学校より多忙になる事が予想されるので、教員を多く配置して一人当たりの授業待ちコマ数を減らす等の対策が考えられます。そういった予算面での見通しが立たないのであれば、小中一貫教育の実施は見送るべきだと思います。	小中一貫教育には、メリット・デメリットの両面があることは理解していますが、小中一貫教育の導入は、教育環境の向上に寄与する有効な手段の一つだと考えています。導入を検討する際には、他市の現状も把握しながら、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、様々な関係者と協議を進めながら検討していきたいと考えています。 また、教育委員会としては、教職員の業務負担を軽減し、教員が質の高い教育を提供できるように、スクールサポートスタッフを配置するなど、多くの取組みを実施しております。	BF-1
70	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	大変なご家庭も増えたり、核家族が増えたりしていますので、教師だけでなく、周りの職員。例えば、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさんのような人を増やして、短時間勤務でもいいので、不登校や支援の子の家庭と学校、連携をとれる体制を整えてほしいです。療育へいけない子もいるので、各小中学校にそういったカリキュラムを組んでもらうとか、大変な子が増えているので、相談機関がうまく体制を整えられず、児童精神科へ勧めるというケースがよく見られます。児童精神科へ行って、意味があるならいいのですが、ますます悪くなる子もいます。そちらの医師の先生は、学校での様子を知らないから。体制や対応を変えてほしいです。学校と相談基幹がもっと寄り添ってくれたら、変わってくると思います。こんな取組もあるよ！とか、これと一緒に参加するのはどうか？とかそのような提案は一切なく、精神科に丸投げっておかしいと思います。何かから対策一生懸命考えたうえで、保護者から、何か病院を考えてるんです。って言うのはわかりません。 そこら辺の対応をきちんと教育機関は考えてほしいです。子供が可哀想です。精神科に行けばすべて解決なんじゃないか？医者が直してくれんことはあります。医者は杖のようなもので、それを支えに、周りが、子供をくすくすと思っている。なので、支援方法を考えようともせず、精神科へ丸投げといったやり方は良くないと思います。もちろん必要ならばいいと思いますが、支援するのがめんどくさくなったら精神科を勧めるといった行動が多く見られるので、子供若者センターの方などに、きちんと研修などをして、高め合っている街にしてほしいと願っています。	この基本方針は今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、不登校に関してはこの方針には記載しませんが、本市では、各中学校に1名スクールソーシャルワーカーを配置し、スクールカウンセラーとも連携しながら「チーム学校」として他職種と協力し、子どもへの支援に努めています。また、こども若者相談センターでは、相談者からの困り感を傾聴し、相談者だけでなく、ご家庭のことも考えながら引き続き支援をしていきます。今後もご家庭に対して、個別窓口を紹介するなど、多様な学びができるように様々な選択肢を提示し、気持ちに寄り添った支援につながるよう研修を行ってまいります。	C-1
71	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方針 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	インクルーシブ教育について インクルーシブ、多様性をみとめとあるが、具体的にどういふものか掴みとれずいます。現在も障害をもつ生徒を公立学校へ、としている親御さんを見かけるが、どのような意図かわかりません。障害の度合いにもありますが、重度の場合、今後大人になった際に障害者雇用や就労支援につなげていく可能性が高い生徒や児童に関しては専門的な教育や、一人ひとりへのアプローチを行う養護学校に通うほうが、本人にとっても親御さんにとっても、横のつながりもでき、情報収集の場にもなり、よりいいのではないかと感じる。また教員の中には簡単に発達障害を疑い、まだ低学年のうちに教育相談をすめたり、そのようなレッテルをはってしまうことがあるが、それは子どもの未来を殺していると感じます。右向け右の軍隊教育をそろそろやめるべきではないか。一般的なレベルに線引をし外れたら、別物扱い。発達障害、劣等生。大変耳障りな響きです。皆と同じでなかった子どもがいま大人になり、立派に親を務めていたり、社会で活躍しています。 発達障害がいなかには本人が選択することであり、教師や親、周囲の人間が決めるのは違和感を感じます。本人が人と違うことを理解し、そのうえで困難をのりこえ、精神の強靱さを身に着けたとき、社会の一員として働くものになると思います。そのためには何が必要か、引きこもりが増加したのには背景になにがあったのか。本人が問題なのであろうか。わたしは皆と一緒にでなければならぬという、多数健常者の価値観ではみ出したものを、叱り、罵り、いじめ、自尊心を傷つけた故でないかと思います。みな同じじゃない。みんな違って当然であるの観である一定の線引でそごおす。軽度発達障害の子もたちがどう感じているのか自尊心を保っているのか、周囲からの押し付けはやめてほしい。自らがしんどくなり、生きるのが難しくなって初めて、社会とうまくできない障害があると、発達障害を言葉に乗せてほしい。 その線引から外れた子供たちが大人になったとき、無限の可能性を秘めているかも知れない。子どもの未来を壊さない教育をのぞみま。多様性というのをは皆を同じ場所に置くだけでは難しいように思う。その中でも常に先生がとなりについていたり、ある授業になると別部屋に移動になったりとか、子どもたちはそれだけでも別視し、違うものと認識していることがあります。それは本当にその子にとって居心地のいい居場所なのか。子どもたちも一人一人、己と対話しながら悩み、自分の道を切り開いて行ければいい。居場所が学校だけではないのだから。学校でも、いろいろな人間と出会ってほしい。圧力で抑え込む規律ばかりでなく、柔軟に人間力のある教員や用務員さん、sswなどと対話し、考えの幅をもってほしいと思います。髪の色、カバンやデザイン、華美でないものなど、昔から続く校則も、自由と選択でき話し合いと思います。皆がヒヤマンのサラリーマンになるわけではない。美容やデザイナーに進むもの、舞台にたつもの、いろんな未来があるなか、日本は戦後からずっと同じ校則で線引している。もう、すでに世の中はマニキュアをしたり髪色が派手な大人が社会で活躍しています。 校則もいまだこのような形をとり、時代に遅れている、これでは多様性の言葉を感じ、子どもは大人への矛盾を抱き、心を閉ざしてしまいかねない。と思います。40代おばやんの戯言です。すいません。宜しくお願い致します。	「インクルーシブ教育システム」とは、障害者の権利に関する条約によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする」の目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、この実現に向け、国は、障害のある子どもの就学の仕組みの改正、通級指導を行う教員の基礎定数化等を行ってきたものと認識しております。 本市のインクルーシブ教育は、基本的には、こうした国の特別支援教育に関する取組に基づき行うものです。異なるのは「誰一人取り残さない」という視点から、外国にルーツを持つ子ども等も対象として定義している点です。市では、インクルーシブ教育により、障がいのある子ども等が、学校卒業後も、地域で必要な支援を受けながら、自分らしく暮らせる、地域の一員として活躍できる。また、障がい等の有無に関わらず、認め合い、尊重し合いながら幸せに暮らせる、共生社会の実現を目指しています。このため、市では、教師の専門性・指導力の向上のための取組や加配の配置等により、①障がいの特性等に応じた指導、②自立と社会参加に向けた教育、③共生社会を目指す障がい者理解の推進等に努めているところです。 なお、この基本方針は、審議会において小規模校のメリット・デメリットについても議論し、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために最適な教育環境を学校規模に焦点を当てて検討し、まとめたものです。	N-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
72	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	1. 「インクルーシブ教育」と「多文化共生教育」 「基本方針（案）」の「第1章 はじめに」の「2 川西市のめざす教育」において、「川西市教育大綱 2024 年 3 月」の「3. 基本方針」の「(2) 学校教育」に掲げられているア〜ケまでの 9 つの項目を挙げられ、この基本方針の策定は、その中の「キ学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備」についてのものでとされているところ です。 「教育の質」を高めるためには「規模についての環境」だけを切り離すのではなく、他の項目を有機的に関連付け、複合的、総合的な視点での検討が必要と考えます。そのような観点から、「ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進」と「ケ 人権教育、多文化共生教育の推進」に関連付けて意見を申し上げます。 今回の案においても、「第3章 学校規模等に関する基本方針」の「2 望ましい学校規模に向けた基準および方策」の(3) 特色のある教育」においては、「ア 小中一貫教育」の提案とともに、「イ インクルーシブ教育」が併記され、以下の記述があります。引用します。 「人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。 また、多様な人びとがとともに学び、ともに育つことは子どもたちの成長や相互理解につながるため、すべての子どもたちがともに学べる教育環境をめざします。」一方、本年 3 月に策定された「川西市教育大綱」においては、「ウ、インクルーシブ教育」と「ケ、人権教育、多文化共生教育」は、それぞれ個別に掲げられています。引用します。 「ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進 ① 子どもの育ちは多様であることから、インクルーシブ教育を重視した教育環境の整備や教育内容の充実を図ります。 ② 配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。 ③ 同じ場でともに学び、ともに育つことはすべての子どもたちの成長や相互理解につながるため、共生社会を見据えた子どもの自律を支援します。」 ※ インクルーシブ教育（保育） 人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育（保育）のこと。」 「ケ 人権教育、多文化共生教育の推進 ① 人権と多文化共生の観点から、多様な人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育、多文化共生教育を推進します。 ② 外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるよう、環境を整えます。」「教育大綱」では「インクルーシブ教育」と「人権教育、多文化共生教育」に切り分けられているものが、今回の「基本方針」では「インクルーシブ」1 項目に混ぜて記述されるように読めます。これは、これらの項目の施策内容や責任部署が不明確であることを現しているのではないのでしょうか。 具体的に検証したいと思います。部落問題や在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題は、言うまでもなく人権課題として重要です。そしてこれは、私たち川西市に実際に居住している人びとへの差別の問題です。では、川西市の小中学校において、部落問題や在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題は、どのように取り組まれているのでしょうか。 現に YouTube 上には、部落に対する差別的な動画が削除されずに閲覧されつづけている状況です。そのような状況で「令和 6 年 4 月川西市 人権問題に関する市民意識調査〔調査結果報告書〕」において、川西市人権施策審議会会長の石元清英さんによって、以下の考察が行われています。引用します。 https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/015/765/R5.11isikichousa-houkokusho.pdf 「第3に、部落（同和）問題（以下、「部落問題」という）に関する差別的な発言についてである。 問 5 では、部落問題に関する 6 つの差別的な発言をあげ、「あなたは、過去 5 年くらいの間に、部落（同和）問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うている（単一回答）。そうすると、「住宅を購入する時は、部落（同和地区）内の住宅は避けたほうがいい」（9.4％）をはじめ、6 つの発言のいずれかを聞いたという人は 21.1％であった。このように、6 つという発言に限っても、部落問題に関する差別的な発言を直接聞いたという人がこの 5 年間に 2 割ほどいるのである。これらの差別的な発言を聞いたと回答した人に、「それを聞いた時、どう感じましたか」と問うと（単一回答）、「そのとおりと思った」は 16.0％と少ないものの、「そういう見方もあるのかと思った」が 54.0％あり、反発・疑問を感じた人は、「相手には何も言わなかった」と「相手にその気持ちや伝えた」を合わせても 20.7％であった。「そういう見方もあるのかと思った」という回答は、差別的な発言を肯定も否定もせず、その判断を保留し、中立的にも見えるが、こうした態度は差別的な発言を傍観するもので、差別への加担につながるおそれがあるといえる。 今回の調査結果から明らかになったように、現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会うことはありうるものであり、それらの差別的発言を聞いて、反発・疑問を感じたという人は 2 割にとどまるのである。差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人、そして、その場でその発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要ではないだろうか。 「年齢別比較に関しては、もうひとつ指摘しておきたい点がある。問 2 は、小学校から高校の間に受けた人権教育に関する設問であるが、人権教育を受けたと回答した人（「受けたことがあり、よく理解できた」「受けたことがあるが、あまり理解できなかった」「受けたことがあるが、内容はよくおぼえていない」の計）は 75.4％であった。年齢別でみると、「受けた」の割合は 60 歳未満で94.5％と、60 歳未満の人のほとんどが学校で人権教育を受けたと答えている。そして、人権教育を受けたと回答した人に「その他」も含め 15	この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、「人権教育、多文化共生教育の推進」について、この方針には記載いたしません。が、ご意見として賜るとともに、教育大綱の着実な実施に向け、今後も取り組みます。	BB-1

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	2. 外国ルーツの子どものための学校現場におけるサポート 1) 「共生社会の実現をめざす教育」は行われているのか 上記「人権問題に関する市民意識調査《調査結果報告書》」において、「受けたことがある差別や人権に関する教育の内容」についてのアンケートで、「外国人労働者とその家族の人権問題」については、わずか 5%です。 行政文書に「多文化共生教育」と用語を入れるだけになってしまっていないでしょうか。「教育大綱」で示されたことが、現場に落とし込んだ施策として展開されているのか。検証のための調査を行い、情報公開する必要があると考えます。 2) 「配慮が必要な児童生徒への支援」は行われているのか また、文科省によって全市町村の教育委員会に対して隔年で行われるアンケート調査「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の 2023 年度の川西市教育委員会による「日本語教育内容」についての回答を、周辺市も併せて表にすると <table><tr><th colspan="7">指導内容（小学校）（校）</th></tr><tr><th colspan="7">小学校</th></tr><tr><th></th><th>サバイバル日本語</th><th>日本語基礎</th><th>技能別日本語</th><th>日本語と教科の統合学習</th><th>教科の補修</th><th>その他</th></tr><tr><td>尼崎市</td><td>4</td><td>8</td><td>2</td><td>3</td><td>10</td><td>0</td></tr><tr><td>西宮市</td><td>6</td><td>13</td><td>3</td><td>1</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>芦屋市</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td></tr><tr><td>伊丹市</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>宝塚市</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>三木市</td><td>7</td><td>9</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>0</td></tr><tr><td>川西市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>三田市</td><td>3</td><td>4</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td></tr></table> このようになっています。 https://www.e-stat.go.jp/statsearch/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400305&tstat=000001016761&cycle=0&tclass1=000001220961&stat_infid=000040204766&tclass2val=0 川西市において行われているのは「教科の補修」のみで、他市では活発に行われている「サバイバル日本語」「日本語基礎」「技能別日本語」「日本語と教科の統合学習」は全く行われていません。 また、「日本語指導の支援者」「母語支援員」の雇用もしくは登録の人数は以下の表の通りです。他市において雇用・登録が行われている「日本語指導の支援者」は、これも川西においては全く行われていません。 <table><tr><th colspan="11">「日本語指導の支援者」および「母語支援員」の雇用・登録人数</th></tr><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="5">日本語指導の支援者</th><th colspan="5">母語支援員</th></tr><tr><th rowspan="2">常勤職員</th><th rowspan="2">会計年度任用職員</th><th rowspan="2">ボランティア</th><th colspan="2">他機関（団体等）からの派遣者</th><th rowspan="2">常勤職員</th><th rowspan="2">会計年度任用職員</th><th rowspan="2">ボランティア</th><th colspan="2">他機関（団体等）からの派遣者</th></tr><tr><th>その他</th><th>その他</th><th>その他</th><th>その他</th></tr><tr><td>神戸市</td><td>2</td><td>59</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>105</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>尼崎市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>30</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>西宮市</td><td>0</td><td>0</td><td>24</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>32</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>芦屋市</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>7</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>伊丹市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>宝塚市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>43</td></tr><tr><td>三木市</td><td>0</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>川西市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>三田市</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td></tr></table> この体制で、教育大綱に言うところの「外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整える」ことができていると言えるでしょうか。 「多文化共生教育」の実施状況と併せて、「日本語指導の状況」についても、現場調査と、その結果の情報公開が必要だと考えます。さらに、「外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整える」ためには、なによりも児童生徒と日々直接接する担任、日本語指導教員（そもそも配置されているのかも含め）への研修が必要なのは言うまでもありません。 しかし、この調査によって、それも行われていないことが明らかとなっています。 <table><tr><th colspan="8">在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修</th></tr><tr><th></th><th>現状と施策</th><th>受入れ体制</th><th>心理、アイデンティティ</th><th>日本語の指導方法</th><th>現能力の把握</th><th>その他</th><th>実施していない</th></tr><tr><td>神戸市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>尼崎市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>西宮市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>芦屋市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>伊丹市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>宝塚市</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>三木市</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>川西市</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr></table> 「基本方針（案）」に言う「配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。」という観点で、外国ルーツの児童生徒への支援はどうかということを見たとき、極めて課題が多いと言わざるを得ません。言葉だけ書くのではなく、学校現場における外国ルーツの児童生徒のサポートのための、教師研修、「日本語指導の支援者」の採用配置、「日本語と教科の統合学習」など実際の学習内容の現場教師による研究など、具体的な教育現場における展開の施策を示す必要があると考えます。	指導内容（小学校）（校）							小学校								サバイバル日本語	日本語基礎	技能別日本語	日本語と教科の統合学習	教科の補修	その他	尼崎市	4	8	2	3	10	0	西宮市	6	13	3	1	8	0	芦屋市	3	4	3	3	5	1	伊丹市	2	3	0	1	5	0	宝塚市	4	3	2	1	7	2	三木市	7	9	5	7	8	0	川西市	0	0	0	0	3	0	三田市	3	4	0	2	4	0	「日本語指導の支援者」および「母語支援員」の雇用・登録人数												日本語指導の支援者					母語支援員					常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関（団体等）からの派遣者		常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関（団体等）からの派遣者		その他	その他	その他	その他	神戸市	2	59	0	0	0	0	105	0	0	0	尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	西宮市	0	0	24	6	0	0	0	32	0	0	芦屋市	0	0	12	7	6	0	0	9	0	3	伊丹市	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	宝塚市	0	0	0	0	19	0	0	0	0	43	三木市	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0	川西市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修									現状と施策	受入れ体制	心理、アイデンティティ	日本語の指導方法	現能力の把握	その他	実施していない	神戸市	○	○	○	○	○	×	×	尼崎市	×	×	×	×	×	×	○	西宮市	×	×	×	×	×	×	○	芦屋市	○	○	○	○	○	○	×	伊丹市	×	×	×	×	×	×	○	宝塚市	○	○	○	×	×	×	×	三木市	×	○	×	○	×	×	×	川西市	×	×	×	×	×	×	○	この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、外国にルーツを持つ児童生徒に関する具体的な取組みについては、この方針には記載ませんが、ご意見として賜ります。引き続き、多文化共生サポーターや語学支援員の派遣等により、外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、環境を整えて参ります。	BB-2
指導内容（小学校）（校）																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
小学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	サバイバル日本語	日本語基礎	技能別日本語	日本語と教科の統合学習	教科の補修	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
尼崎市	4	8	2	3	10	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
西宮市	6	13	3	1	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
芦屋市	3	4	3	3	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
伊丹市	2	3	0	1	5	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
宝塚市	4	3	2	1	7	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
三木市	7	9	5	7	8	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西市	0	0	0	0	3	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
三田市	3	4	0	2	4	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
「日本語指導の支援者」および「母語支援員」の雇用・登録人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	日本語指導の支援者					母語支援員																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関（団体等）からの派遣者		常勤職員	会計年度任用職員	ボランティア	他機関（団体等）からの派遣者																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				その他	その他				その他	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																														
神戸市	2	59	0	0	0	0	105	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
西宮市	0	0	24	6	0	0	0	32	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
芦屋市	0	0	12	7	6	0	0	9	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伊丹市	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
宝塚市	0	0	0	0	19	0	0	0	0	43																																																																																																																																																																																																																																																																																														
三木市	0	7	0	0	0	0	4	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
川西市	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																														
三田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																														
在籍学級担任、日本語指導担当教員への研修																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	現状と施策	受入れ体制	心理、アイデンティティ	日本語の指導方法	現能力の把握	その他	実施していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
神戸市	○	○	○	○	○	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
尼崎市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
西宮市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
芦屋市	○	○	○	○	○	○	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
伊丹市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
宝塚市	○	○	○	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
三木市	×	○	×	○	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
川西市	×	×	×	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
74	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	3、外国ルーツの児童生徒にとってのアーティキュレーションについて 1) 市内における受入れ体制 今回の「基本方針（案）」においては、「小中一貫教育」の提案が大きな焦点だと思います。つまり義務教育における新たなアーティキュレーション（異なる教育段階の間の移行がスムーズに行われるための接続関係）の提案と見ることができます。外国ルーツの児童生徒の立場で見たとき、川西市における小中学校のアーティキュレーションの実態がどのようになっているか、まずはその検証が必要となってきます。外国ルーツの小学生が、中学に進学するに際して、どのような引き継ぎ、および受入れ体制の構築準備が行われているのでしょうか。 兵庫県教育委員会は「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」を作成し、市町組合教育委員会に、受入れ体制の整備を促しています。https://www.hyogo-c.ed.jp/mc-center/syuugaku/ukeire_handbook/ukeire_handbook.html 例えば、この中で、文科省による「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」の活用が促されています。小学生に在籍する外国ルーツの児童に対して定期的に DLA が行われ、その結果を中学校進学時に引き継げば、サポート体制を組むにあたって有益な資料となります。しかし「2023 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によれば、DLA の実施は 0 件です。（ちなみに、私たちは地域におけるサポートにおいて、必ず DLA を実施し、その児童生徒が通っている小中学校の担任とも共有しています。）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 外国ルーツの児童生徒が、市内の小中学校から中学校への進学に際して、どのような引き継ぎと受入れ体制の構築が行われているのでしょうか。兵庫県教育委員会の「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」に照らして検証し、改善が必要であれば、具体的な施策に落とし込む必要があるのではないのでしょうか。 2) 芦屋国際中等教育学校への進学 私たちが地域でサポートした小学生の多くが、芦屋国際中等教育学校に進学しています。この中高一貫の学校では「① 日本語や日本文化への理解が不十分な外国児童② 海外から帰国した児童」が、3 年以内に渡日したことを条件として受入れられており、多くの外国ルーツの生徒が通う学校となっているところはよく知られているところです。そのような選択肢があることは、県下の外国ルーツの児童生徒のサポートの体制として大きな意味のあるところだと考えます。 一方で、もしその選択が、地元川西では十分なサポートが受けられないためということが理由だとすれば、川西の学校教育における外国ルーツの児童生徒に対するサポートのあり方に、大きな問いを投げかけているものと見るべきではないのでしょうか。「基本方針（案）」では、「通学距離・通学時間」の基準が提示され、中学校ではおおむね 6km 以内、通学時間はおおむね 1 時間以内とされていますが、川西能勢口駅から芦屋国際中等教育学校まで 14km 強、川西能勢口駅からでも、電車とバスを乗り継ぎ 1 時間以上かかり、通う生徒にとって大きな負担となっています。 また「基本方針（案）」では、繰り返し学校と地域との関係の重要性が述べられていますが、芦屋国際中等教育学校に通う生徒は、地元との関係が切れてしまいます。現に、地域日本語教室に通っていた小学生が、芦屋国際中等教育学校に通うようになって来れなくなった人がいます。果たして、川西の学校教育は外国ルーツの子どもたちを地域で育てる環境を構築し得ているのか、検証が必要ではないのでしょうか。	この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、「人権教育、多文化共生教育の推進」について、この方針には記載いたしません、ご意見として賜るとともに、教育大綱の着実な実施に向け、今後も取り組みます。	BB-3
75	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (3) 特色のある教育 イ インクルーシブ教育	 上記グラフは、この 5 年間の川西市の外国籍住民数の推移です。私は、教育委員会による「パートタイム会計年度任用職員（通訳）」として、市内小中学校に、外国ルーツの児童のサポートに行っていますが、川西市において唯一とも言えるこの施策においてすら、人員が不足しサポートが行き渡らない状況と聞いています。近隣他市と比較して率としてはまだ高いとは言えなくても、この傾向の中で、多文化共生の街川西を育てていくために、行政施策として何を準備するのか、今が、とても重要な局面だと考えます。「基本方針（案）」の「第 3 章 学校規模等に関する基本方針」>「2 望ましい学校規模に向けた基準および方策」>「(3) 特色のある教育」>「イ インクルーシブ教育」に謳われている「人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現を目指す教育」および「配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行う」と謳われていることが、とりわけ外国ルーツの児童生徒については、具体的にどのような施策計画を根拠としての記述なのかを明らかにされる必要があると考えます。 以上です	この基本方針は、今後のより良い教育環境作りに向け、特に学校規模に焦点を当てて作成したものですので、外国にルーツを持つ児童生徒に関する具体的な取組みについては、この方針には記載しません、ご意見として賜ります。引き続き、多文化共生サポーターや語学支援員の派遣等により、外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、環境を整えて参ります。 なお、外国にルーツを持つ児童生徒は、川西市のみならず、県全体で急増の傾向にあり、多文化共生サポーター（県費）・語学支援員（市費）とも、計画どおりの配置が困難な状況にあります。このため、市では、人的体制が整うまでの間、学校に対し翻訳機の貸出を行っておりますこと、申し添えます。	BB-4
76	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	円滑な移行に向けては計画段階からかなりの時間が必要になると考えます。学校目標や学校生活全般にかかわるきまり、学校行事のあり方など子ども、保護者、教職員に大きくかわかることを決めていかなければなりません。そのための十分な時間が必要となります。児童生徒への配慮をしていくためには、教職員への配慮も必要ではないでしょうか。 年度をまたげば人事も関係してきます。学校現場ではしっかりと協議する時間が確保されるよう計画していく必要があると感じています。 円滑な移行のためには、特に統合の前年度と1、2 年目が重要となります。県からの統合校調整加配が統合後 2 年となっていますが、現場の教職員の負担軽減のためにも統合前の 1 年は市として加配の配置をお願いしたいです。	この基本方針は、川西市全体の方針を定めるものであり、統合等の具体案を示すものではないため、人員配置などの詳細な部分に関しては記載しておりません。今後、検討を進める際には、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するために、国や県とも連携をしていきたいと考えています。	AW-5
77	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 ア 児童生徒への配慮について	児童生徒への真の配慮とは、子どもを権利の主体として認め子どもの権利条約第 1 2 条、子ども基本法第 1 1 条にもとづく子どもの意見表明権を保障することではないですか。	一番の当事者であるこどもの意見を聞くことは大切だと考えております。「児童生徒への配慮について」に関しては、校区変更や統合等の方策を実施する際の留意事項として記載しているため、子どもの意見表明については記載しておりませんが、検討の対象となる学校が決まった場合には、児童生徒を含めて説明を行い、アンケートを実施するなどしてこどもの意見を聞いていきたいと考えています。	A-12
78	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 エ 地域の中での学校の機能について	統合等を検討する地域で学校が果たしている機能について、地域住民とともに整理していきますとしています、が、「整理」とは何ですか。	整理とは、地域にとって必要な機能はどういったものかという考えや意見をまとめていくことです。 学校は、避難所や住民交流の場など、様々な機能を併せ持っており、これらの機能は、地域によって異なることがあります。そのため、統合等を検討する際には、対象地域の学校がどのように利用されているかを地域の皆さまとともに確認し、今後も必要とされる機能について検討していきたいと考えています。	A-13
79	第3章 学校規模等に関する基本方針 2 望ましい学校規模に向けた基準および方策 (4) 望ましい学校規模に向けた留意事項 エ 地域の中での学校の機能について	川西市では市内全校にて学校運営協議会制度を導入しており、学校と地域との つながりを重要視しているため、コミュニティへの影響も含め、丁寧に協議するとしていますが、学校運営協議会を丁寧な協議の場にするのではなく、保護者、住民の意見を公正に反映できる協議の場を設けるべきではありませんか	「地域の中での学校の機能について」に関しては、校区変更や統合等の方策を実施する際の留意事項として、コミュニティへの影響を考慮することを記載しているものであり、検討の際に学校運営協議会との協議のみで決定すると定めているわけではありません。今後の学校のあり方を検討する際には、地域説明会を開催するなど、保護者や地域の皆さまへ説明し、どのように協議していくかも一緒に考えていきます。	A-14

<参考>

※今回提出された意見で、氏名の記載がないなど、パブリックコメントの要件を満たしていない意見に関しては、「市の検討結果」作成の対象外となりますが、参考として以下のとおり、意見の内容のみを掲載します。

番号	意見の内容
1	学校に通わせる保護者です また統合を話したんですね。何かあるんですか？どうしても跡地利用しての利権的な事が？ 過疎化を加速させるような事をする前にキセラ周辺ばかりに偏った税の使い方をせずに人口を増加促進させる事をもっと努力するべきかと思います せっかくの自然がある良い地形を利用することを考えるべきかと思います。 統合にいたっては断固反対です！！ 教師の働き方改革に子供を巻き込む事をしないで下さい！ 子供は宝と言うだけの偽善的思考はやめて頂きたい